

# ～医療保険だより～

国民健康保険は「知立市」を、後期高齢者医療は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の保険料により運営する医療制度です。

## ○医療保険制度の変更点

医療制度の持続性を高め世代間の公平化が図られるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度において次のとおり制度の見直しが行われます

### (1) 70歳以上の人の高額療養費の上限額が変わります (国民健康保険、後期高齢者医療制度)

平成29年8月から高額療養費の上限額は下記のとおりとなります。

適用区分		外来	外来+入院（世帯ごと）
課税所得	145万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円 ※)
課税所得	145万円未満	14,000円 (年間上限14万4,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ※)
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ (区分Ⅰ以外の人)	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ (年金収入80万円以下)		15,000円

※多数回とは過去12か月以内に3回上限額を越えた場合の4回目以降をいいます

### (2) 保険料の軽減率が変わります（後期高齢者医療制度）

#### ①所得割額の軽減

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下の人は、28年度は5割軽減であったところ、29年度は2割軽減（特例措置）、30年度は軽減なし、となり段階的な見直しが行われます。

年度	H28	H29	H30
所得割額	5割軽減	2割軽減	軽減なし
均等割額	「前年中の所得が一定以下の世帯の基準」に準ずる		

#### ②職場の健康保険などの被扶養者であった人の軽減 (国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く)

後期高齢者医療保険に加入する前日に職場の健康保険や共済組合などの被扶養者であった人の均等割額は、28年度は9割軽減であったところ、29年度は7割軽減となります。なお、30年度は均等割額が5割軽減、それ以降は制度加入後2年間は5割軽減（3年目以降は軽減無し）となり、段階的な見直しが行われます。（所得割は従来どおり、29年度は賦課されません。）

年度	H28	H29	H30	H31以降
均等割額（※）	9割軽減	7割軽減	5割軽減	資格取得後2年間5割軽減 (3年目以降は軽減なし)
所得割額	賦課されません		国が検討中	

※軽減対象世帯（7ページ参照）に該当する人の均等割については、軽減額が大きいものが適用されます。

## ～医療保険だより～

### 〈3〉 軽減対象世帯の拡大（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額（国民健康保険制度のみ）を軽減しています。負担軽減を図るため、平成29年度より軽減基準を拡大します。

軽減割合	世帯の合計所得金額（改正前）	世帯の合計所得金額（改正後）
5割軽減	33万円+ <u>26.5万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>27万円</u> ×被保険者数
2割軽減	33万円+ <u>48万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>49万円</u> ×被保険者数

※国民健康保険の7割軽減の基準となる所得は、33万円です。（改正なし）

※保険税（料）額の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

※後期高齢者医療制度では、所得金額の合計が33万円以下の場合、9割または8.5割軽減となります。

### 〈4〉 課税限度額の拡大（国民健康保険）

平成29年度の国民健康保険税の課税限度額を引き上げます。税率については平成28年度から改正はありません。

区分	28年度（改正前）	29年度（改正後）
医療給付費分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円

### 〈5〉 保険証を更新します（後期高齢者医療制度）

現在の保険証（青色）の有効期限は7月31日です。

**\*新しい保険証は、郵送します。**

8月1日から新しく使用する保険証（橙色）を、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。簡易書留郵便は、受け取りの際に受領印または署名が必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便局に再配達依頼をするか、直接郵便局で受け取ってください。

**\*郵便局での留置期間を超えた保険証は、市役所に返還されます。**

その場合、国保医療課の窓口でお渡ししますので、現在お使いの保険証・印鑑、窓口に来る方の身分証明書（保険証、年金手帳、運転免許証、個人番号カードなど）を持ってお越しください。

※本人または世帯主以外が受け取る場合は、委任状も必要です。

**\*住民登録地と異なる住所へ郵送を希望する場合は、国保医療課へ事前申請が必要です。**

○申請の際、窓口に来る方の身分証明書（保険証、年金手帳、運転免許証、個人番号カードなど）を持って国保医療課へお越しください。本人または世帯主以外が申請する場合は、委任状も必要です。

○7月12日(水)までに申請してください。

○すでに「送付先変更申請書」を提出されている方は必要ありません。

○「転送不要」としているため、郵便局への転送届では転送されません。

**\*保険証回収にご協力ください。**

有効期限が過ぎた保険証は回収しますので、市役所国保医療課へ返却するか、次の施設の回収箱に投函してください。返却できない場合は、ハサミ等で切って破棄してください。

○回収箱のある施設（9月末まで）

市役所（国保医療課）、中央公民館、福祉体育館、保健センター、リリオ出張所、文化会館（パティオ池鯉鮒）、昭和児童センター、図書館、文化広場、西丘文化センター、猿渡公民館、福祉の里八ツ田（地域福祉センター、いきがいセンター）

◎国民健康保険の高齢受給者証の有効期限は、7月31日までです。

高齢受給者証の更新については、広報ちりゅう7月16日号でお知らせします。

## ○平成29年度の保険税（料）額をお知らせします （国民健康保険、後期高齢者医療制度）

前年中の所得に基づき計算した保険税（料）額を、7月中旬にお送りします。

### \* 普通徴収（口座振替や納付書により納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7/31	8/31	10/2	10/31	11/30	12/25	(H30) 1/31	(H30) 2/28

7月1日から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の普通徴収については、収納率向上対策等の一環として、新規に加入された世帯（人）については原則口座振替をお願いすることとなりました。

また、現在国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入中で、納付書で納付されている世帯（人）につきましても、随時口座振替の受付を行っておりますので、ぜひご利用ください。

#### 後期高齢者医療制度

- ・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。（7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合があります。）

#### ◎口座振替による納付の注意

以前、国民健康保険税の口座振替をしていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書の提出が必要となります。

#### 国民健康保険

#### ◎納税義務者は、世帯主

- ・世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。納税通知書は、納税義務者である世帯主あてに送ります。
- ・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。

### \* 特別徴収（年金からの天引きにより納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

#### ◎特別徴収の対象者（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

年金受給者は、原則として、保険税（料）を年金天引きにより納付していただきます。ただし、次の場合は普通徴収（口座振替や納付書による納付）となります。

- ・年金受給額が、年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

（国民健康保険の場合）

- ・国民健康保険の被保険者全員が65歳以上74歳未満でない場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合

※特別徴収の対象者であっても、申出により「普通徴収（口座振替）」で保険税（料）を納めることも可能です。

※後期高齢者医療制度へ移行する場合、それ以前に国民健康保険税を特別徴収（年金からの天引き）で納めていた場合でも、手続き等により一定期間は「普通徴収（口座振替や納付書による納付方法）」で保険料を納めることとなります。

## ～医療保険だより～

### ○「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」について (国民健康保険、後期高齢者医療制度)

限度額適用認定制度とは……医療機関受診時に限度額適用認定証を提示することより、医療機関が医療費を請求する際、あらかじめ高額療養費に相当する額を差し引くことができる制度です。提示されない場合、高額療養費は自己負担額を医療機関に全額支払った後に申請することになりますが、この制度では、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額にとどめられるので、一時的に高額療養費に相当する額を立て替える必要がなくなります。

標準負担額減額制度とは……入院時の食事代は1食につき定額負担となっていますが、住民税非課税世帯の人については申請により標準負担額減額認定証の交付を受けると食事代が減額されます。また、過去12か月で91日以上入院になる場合はさらに減額されることがあります。

現在の認定証の有効期限は7月31日までです。

**国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、次の表をご確認ください。**

#### 国民健康保険

証名	限度額適用認定証		限度額適用 ・標準負担額減額認定証	標準負担額減額認定証
対象	70歳未満	国民健康保険税の滞納がない人	・同じ世帯の国民健康保険加入者と世帯主が市民税非課税の人  (70歳未満の人は、国民健康保険税の滞納がない人)	同じ世帯の国民健康保険加入者と世帯主が市民税非課税の人
	70歳以上	高齢受給者証で適用 ※特に申請の必要はありません。		
更新・申請	*認定証が交付されている人…8月1日から有効の認定証が必要な方は8月31日(休)までに申請してください。 *新規に交付を希望する人…申請月の1日から有効となるため早めに申請してください *申請に必要なもの…印鑑・保険証・マイナンバーのわかるもの			

#### 後期高齢者医療制度

証名	限度額適用・標準負担額減額認定証	
対象	75歳以上の人または65歳以上で一定の障がいがある人で、同じ世帯の全員が市民税非課税、または免除されている人	
更新・申請	*認定証が交付されている人…所得状況を確認し、8月1日以降も該当する場合は、新しい認定証を7月末までに郵送します。*特に申請の必要はありません。 *新規に交付を希望する人…医療機関に受診する予定月の末日までに申請してください。(一部、申請月の翌月からの取り扱いになる場合もあります) *申請に必要なもの…印鑑・保険証・マイナンバーのわかるもの	

#### ○問合せ

国民健康保険について……………国保医療課 国保年金係(☎95-0123)  
後期高齢者医療制度について……国保医療課 医療係(☎95-0151)